

公益財団法人島根県スポーツ協会 加盟団体規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人島根県スポーツ協会（以下「本協会」という。）の定款第9条第1項により、加盟団体に関する事項について定める。

(加盟団体)

第2条 公益財団法人島根県スポーツ協会定款（以下「定款」という。）第5条に規定する加盟団体は、別表のとおりとする。

(加盟団体の資格)

第3条 アマチュア競技団体は、それぞれの競技の全県統轄団体として適当な組織をもち、それぞれの競技の全国的統轄団体に加盟し、または加盟することのできる資格をもつものでなければならない。

2 市町村体育・スポーツ協会及び学校体育団体は、それぞれ地域及び学校のスポーツの総合的統轄団体として適当な組織をもつものでなければならない。

第4条 定款第5条第2項に定める団体は、スポーツに関する事業を行う全県統轄団体として適当な組織をもち、それぞれの団体の全国的統轄団体に加盟し、または加盟することのできる資格をもつものでなければならない。

(評議員候補者の推薦)

第5条 加盟団体は、各団体1名の評議員候補者を推薦することができる。

2 加盟団体が評議員を推薦する場合は、次の書類を評議員会に提出しなければならない。評議員を改選した場合も同様とする。

(1) 評議員候補者推薦書

(会議の開催)

第6条 理事長が必要と認めた場合には、加盟団体の代表者の会議を開くことができる。

(報告及び届出)

第7条 加盟団体は、毎事業年度終了後4カ月以内に次の書類を本協会の理事長に提出しなければならない。

(1) 当該年度の事業計画書、収支予算書

(2) 役員名簿

(3) 前年度の事業報告及び収支決算書

2 加盟団体は、規約または会則、事業計画及び予算に変更があった場合は、ただちにその旨を本協会の理事長に報告するものとする。

第8条 加盟団体が本協会の名義を使用して事業を行おうとするときは、あらかじめ計画書を提出して本協会の理事長の承認を受けなければならない。

第9条 加盟団体が本協会から委託を受けた事業が終了したときは、すみやかにその結果を本協会の理事長に報告しなければならない。

(負担金)

第10条 加盟団体は、定款第7条に規定する年次負担金を毎年5月末日までに納入しなければならない。

(1) アマチュア競技団体

競技団体登録者数		金額
100人未満		37,000円
100人以上	300人未満	62,000円
300人以上	1,000人未満	87,000円
1,000人以上		112,000円

(2) 市町村体育・スポーツ協会

人口(国勢調査人口)		金額
2,000人未満		18,000円
2,000人以上	5,000人未満	24,000円
5,000人以上	10,000人未満	33,000円
10,000人以上	30,000人未満	60,000円
30,000人以上	50,000人未満	104,000円
50,000人以上	100,000人未満	181,000円
100,000人以上	150,000人未満	291,000円
150,000人以上		346,000円

(3) 学校体育団体

団体	金額
高等学校体育連盟	48,000円
中学校体育連盟	48,000円
高等学校野球連盟	48,000円
小学校体育連盟	24,000円

(加盟)

第11条 定款第6条により、本協会に加盟しようとする団体は、次の書類を本協会の理事長に提出しなければならない。

- (1) 加盟申込書(団体の名称、代表者の氏名、事務所所在地、事務担当者の氏名及び連絡先等を明記すること。)
- (2) 規約または会則
- (3) 役員名簿
- (4) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (5) 団体の構成人員(下部組織をもつ場合は、その名称及び組織ごとの構成人員)及び組織機構を明示した書類

2 新たに加盟団体となった団体は、前条の規定にかかわらずすみやかに所定の額の負担金を納め、第5条第1項に規定する評議員を選出しなければならない。

(脱退)

第12条 加盟団体が脱退しようとするときは、次の書類を本協会の理事長に提出しなければならない。

- (1) 脱退届
- (2) 削除

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年6月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年7月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年5月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年5月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年6月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年11月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年 3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年 5月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 6月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 3月23日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人島根県体育協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 6月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 3月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

- 平成16年12月 2日 (一部改正 ダンススポーツ)
平成17年 4月 1日 (一部改正 年次負担金・第10条(2))
平成17年 6月 3日 (一部改正 合併)
平成17年11月22日 (整備 合併、ウォーキング、会長→理事長)
平成18年 3月27日 (一部改正 合併)
平成18年 5月31日 (一部改正 合併)
平成19年 6月11日 (一部改正 合併)
平成24年 3月23日 (一部改正 合併、脱退)
平成25年 3月19日 (一部改正)
平成25年 4月 1日 (一部改正 武術太極拳)
平成26年 6月 3日 (一部改正 脱退 ウォーキング)
平成28年 3月22日 (一部改正 グラウンド・ゴルフ)
平成28年 6月 1日 (一部改正 評議員候補者の推薦・第5条)
令和2年 4月 1日 (一部改正 エアロビック)
令和3年 4月 1日 (一部改正 益田市スポーツ協会の名称変更、ペタンク・ボール)
令和4年 4月 1日 (一部改正 名称変更、出雲市スポーツ協会の名称変更)

別表 定款第5条第1項に定める団体

(1) 競技団体

1	一般財団法人島根陸上競技協会	26	島根県ラグビーフットボール協会
2	一般財団法人島根県バスケットボール協会	27	島根県自転車競技連盟
3	島根県バレーボール協会	28	島根県レスリング協会
4	一般社団法人島根県卓球協会	29	島根県馬術連盟
5	島根県体操協会	30	島根県アーチェリー連盟
6	島根県ソフトテニス連盟	31	島根県なぎなた連盟
7	一般社団法人島根県サッカー協会	32	島根県銃剣道連盟
8	島根県剣道連盟	33	島根県ホッケー協会
9	島根県柔道連盟	34	島根県ボクシング連盟
10	島根県軟式野球連盟	35	島根県空手道連盟
11	島根県弓道連盟	36	島根県ボウリング連盟
12	島根県スキー連盟	37	島根県カヌー協会
13	島根県山岳連盟	38	島根県スケート連盟
14	一般財団法人島根県水泳連盟	39	島根県ゲートボール協会
15	島根県相撲連盟	40	島根県少林寺拳法連盟
16	島根県ソフトボール協会	41	島根県アイスホッケー連盟
17	島根県バドミントン協会	42	島根県ゴルフ協会
18	島根県ボート協会	43	島根県パワーリフティング協会
19	島根県テニス協会	44	島根県トライアスロン協会
20	島根県ハンドボール協会	45	島根県ダンススポーツ連盟
21	島根県フェンシング協会	46	島根県武術太極拳連盟
22	島根県ヨット連盟	47	島根県グラウンド・ゴルフ協会
23	島根県ライフル射撃協会	48	島根県エアロビック連盟
24	島根県クレール射撃協会	49	島根県ペタンク・ブール連盟
25	島根県ウエイトリフティング協会		

(2) 市町村体育・スポーツ協会

1	公益財団法人松江体育協会	11	川本町体育協会
2	浜田市体育協会	12	美郷町体育協会
3	出雲市スポーツ協会	13	邑南町体育協会
4	一般社団法人益田市スポーツ協会	14	津和野町体育協会
5	大田市体育協会	15	吉賀町体育協会
6	安来市体育協会	16	隠岐の島町体育協会
7	江津市体育協会	17	海士町体育協会
8	雲南市体育協会	18	西ノ島町体育協会
9	奥出雲町体育協会	19	知夫村体育協会
10	飯南町体育協会		

(3) 学校体育団体

1	島根県高等学校体育連盟	3	島根県小学校体育連盟
2	島根県中学校体育連盟	4	一般財団法人島根県高等学校野球連盟